

発議第 1 号

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、
長時間労働是正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 山 中 真 由 美

提 案 理 由

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしており、持続可能な学校の実現のためには、学校の働き方改革の推進及び教職員の長時間労働の是正が課題である。

については、国会及び関係行政庁に対し、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、
長時間労働是正を求める意見書（案）

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、「令和8年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「令和7年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。令和元年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせません。

については、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、下記のとおり学校の働き方改革、長時間労働是正を求めます。

記

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行を更に進めること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員定数改善を実施すること。
- 3 自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 4 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月25日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣